

第1期 知多地域成年後見制度利用促進計画 概要版

1 策定趣旨

知多地域では、平成20年度より、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護、財産管理等を行う成年後見制度利用促進事業を知多5市5町共同により実施しています。

この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、全国的な認知症高齢者の増加等を背景に、地域における各支援機関の連携ネットワークを整備するとともに、その連携調整等を担う中核機関を設置し、もって地域における権利擁護支援をさらに充実させることを目的として知多5市5町が共同して策定するものです。

住民の皆さんが、住み慣れた地域で共に支え合いながら、いつまでも自分らしく暮らしていける社会の実現を目指します。

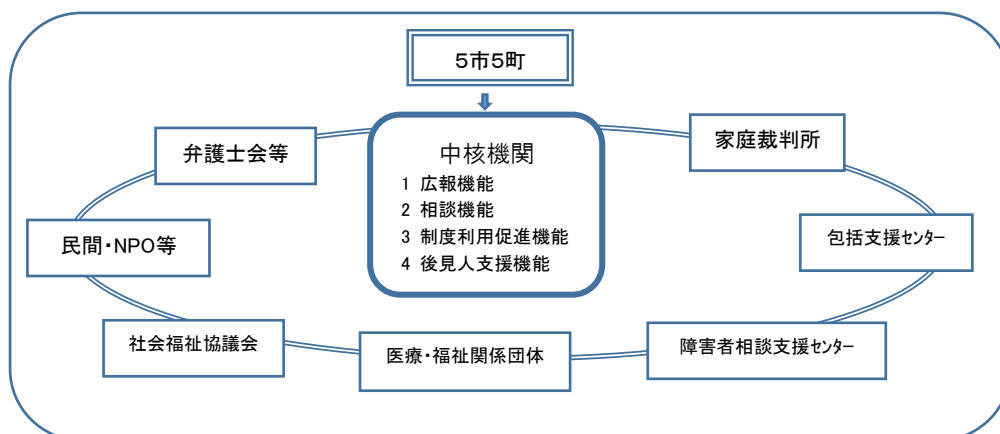
2 計画期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間

3 構成市町

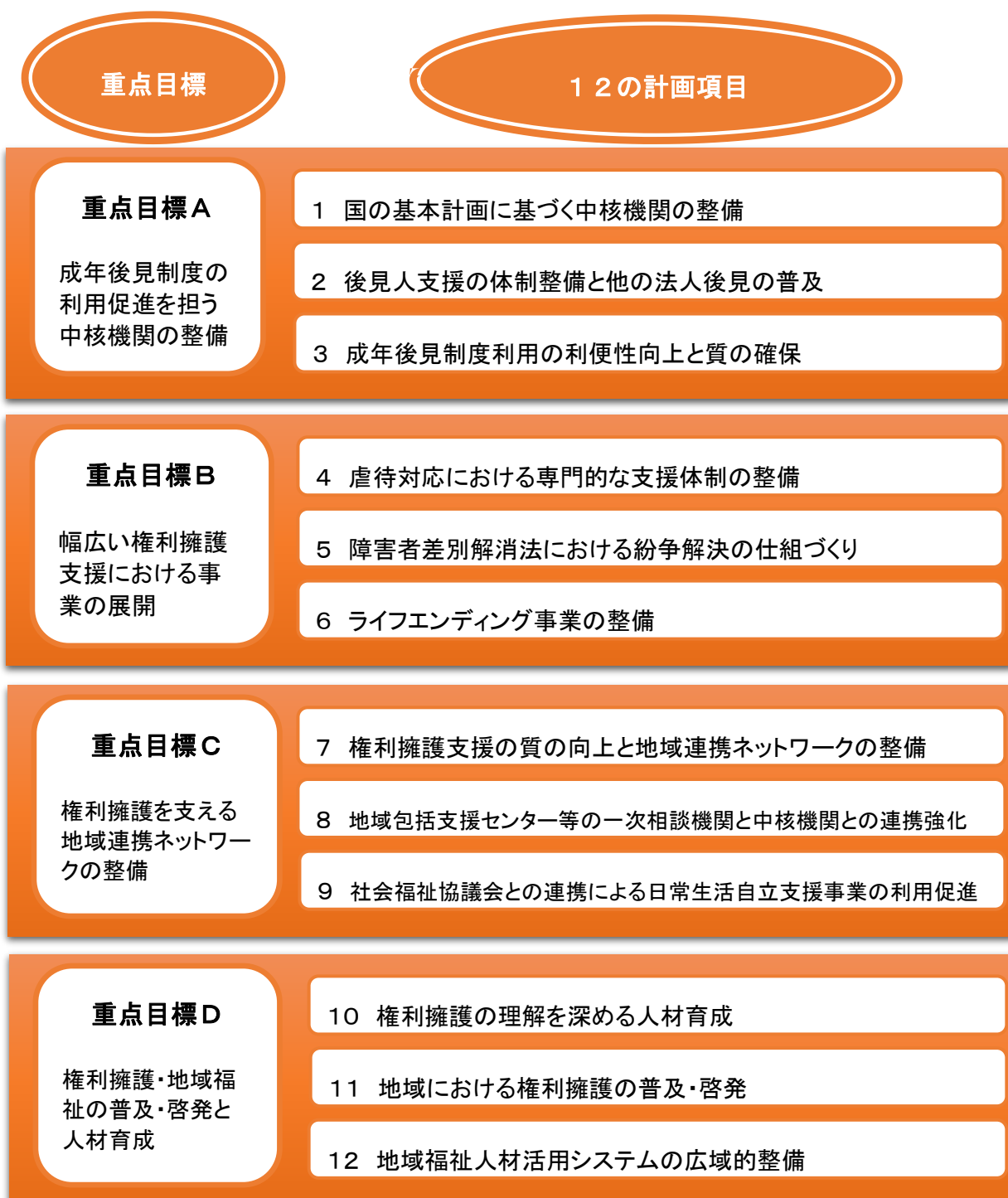
半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町

4 地域連携ネットワーク



5 計画の体系

4つの重点目標ごとに3つの計画項目を定め、目標を実現するための具体的な取組を掲げています。全体として12の計画項目により構成されています。



6 計画項目と具体的取組

計画項目	具体的取組
重点目標A 成年後見制度の利用促進を担う中核機関の整備	
項目1 国の基本計画に基づく中核機関の整備	1-1 後見センターが既に取り組んでいる相談・啓発・利用促進等の諸機能を活かした、中核機関の整備を行います。 1-2 広域での安定的な中核機関の運営体制を整備するため、中核機関の運営ガイドラインを作成します。 1-3 中核機関として必要となる職員の確保や、質の高い支援のための職員を育成します。
項目2 後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及	2-1 中核機関として後見人支援機能の強化を図り、親族後見人や専門職後見人など後見人の担い手の確保や、親族後見人のサポートなど後見人支援の充実を目指します。 2-2 法人後見については、これまでの後見センターが主な担い手となっていた仕組を改め、他法人の法人後見による受任を普及させます。 2-3 社会福祉協議会と調整の上、社会福祉協議会による法人後見の試行事業に取り組み、普及を図ります。
項目3 成年後見制度利用の利便性向上と質の確保	3-1 低所得者も含めて、誰もが成年後見制度を利用できるよう、5市5町において利用援助を行います。 3-2 適正な後見人の選任や、利益相反の防止のために、第三者を構成員として含む後見人候補者推薦会議等を開催します。中核機関による法人後見受任ガイドラインを作成します。 3-3 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、意思決定支援の普及を図ります。そのために、後見人支援の質の確保と向上を目指します。
重点目標B 幅広い権利擁護支援における事業の展開	
項目4 虐待対応における専門的な支援体制の整備	4-1 成年後見制度を含む幅広い権利擁護支援を重視し、適切に虐待対応が可能な体制と仕組を、専門職の協力を得て構築します。 4-2 中核機関は、5市5町の虐待対応の知識や技術の向上を目指して、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会との連携の下、スーパーバイザーの派遣や、ケースの助言、研修会等を定期的で開催します。
項目5 障害者差別解消法における紛争解決の仕組づくり	5-1 障害者差別解消に向けた啓発活動や研修等を実施します。 5-2 障害者差別解消に関して先行する他市町の取組や専門の紛争解決機関設置の事例等を検証し、知多地域における仕組づくりを進めます。 5-3 障害者差別解消における紛争解決の窓口（機関）の設置を検討します。
項目6 ライフエンディング事業の整備	6-1 権利擁護支援として、知多地域での身元保証や死後事務を行う「ライフエンディング事業」の広域実施を目指し、体制を整備します。 6-2 これまでの後見センターによる関連ケースでの支援実績の経験、先進的取組や学術研究の成果を反映させながら、広域での本格実施を目指します。

重点目標C 権利擁護を支える地域連携ネットワークの整備	
項目7 権利擁護支援の質の向上と地域連携ネットワークの整備	<p>7-1 中核機関が、権利擁護支援チームの一員として各市町の地域ケア会議や障害者自立支援協議会に参加し、本人を中心とした意思決定支援を行います。</p> <p>7-2 広域での地域連携ネットワークの事務局として中核機関が、地域の中での権利擁護のセーフティネットとしての役割を担います。</p> <p>7-3 広域の権利擁護支援のネットワーク会議を定例的に開催します。</p> <p>7-4 家庭裁判所や医療関係者などと定期的な情報交換を行います。</p>
項目8 地域包括支援センター等の一次相談機関と中核機関との連携強化	<p>8-1 適切なニーズアセスメントや支援機関へのつながりができるよう、一次相談機関を対象として、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用についての研修を実施します。</p> <p>8-2 中核機関へのつながりを行うか、一次相談機関で対応するかといった判断が、5市5町において統一的に実施できるよう、一次相談機関と中核機関との連携のための基準を作成します。</p>
項目9 社会福祉協議会との連携による日常生活自立支援事業の利用促進	<p>9-1 保佐・補助といった早期からの成年後見制度利用者が、日常生活自立支援事業の利用で支援可能か検討を行い、適切な支援の体制を構築します。</p> <p>9-2 社会福祉協議会と協議・調整のうえ、人材の育成・活用や、判断能力の低下による成年後見制度への移行など、一体的な運営を図ります。</p>
重点目標D 権利擁護・地域福祉の普及・啓発と人材育成	
項目10 権利擁護の理解を深める人材育成	<p>10-1 権利擁護支援に関連した各種研修事業等を実施し、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成を目指します。</p> <p>10-2 地域住民だけではなく、5市5町や事業所も対象とした研修会を実施します。</p>
項目11 地域における権利擁護の普及・啓発	<p>11-1 成年後見制度を始めとする、権利擁護支援に関する諸々の制度について、きめ細かい広報や啓発を実施します。</p> <p>11-2 成年後見フォーラムを、年に1回、5市5町を巡回する形で開催します。</p>
項目12 地域福祉人材活用システムの広域的整備	<p>12-1 社会福祉協議会や各支援機関と連携し、権利擁護に関する研修修了者の地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）の整備を進めます。</p> <p>12-2 社会福祉協議会ボランティアセンター等と連携し、地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）を用いた人材活用システムの広域的整備に取り組みます。</p>

※「後見センター」とは、知多地域成年後見センターをいいます。